

31年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R2. 1. 20	R2. 2. 3	学事事務取扱解説集 【幼稚園、小・中・義務教育学校編（特別支援学級除く。）】	133	1																教育庁地域教育支援部義務教育課	
2	R2. 1. 21	R2. 2. 4	(1)令和2年度 公立小中学校（義務教育学校及び中等教育学校前期課程を含む。）の特別支援学級等及び区立特別支援学校における学級編成等調査について（通知） (2)上記(1)の起案文書	42		1															職員個人の電子メールアドレスについては、公にすることにより業務に関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号該当）	教育庁都立学校教育部特別支援教育課
3	R2. 1. 24	R2. 2. 6	第1回 東京都英語教育戦略会議 議事録 第2回 東京都英語教育戦略会議 議事録 第3回 東京都英語教育戦略会議 議事録 第4回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第1回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第2回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第3回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第4回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第5回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成26年度第6回 東京都英語教育戦略会議 議事録 平成28年度 第1回東京都英語教育戦略会議 議事録 平成28年度 第2回東京都英語教育戦略会議 議事録	46		1																教育庁指導部管理課
4	R2. 1. 24	R2. 2. 6	平成25年度第5回 東京都英語教育戦略会議の議事録	-				1													現に保有しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課
5	R1. 12. 11	R2. 2. 7	令和元年8月30日付31教指企第960号「東京2020大会における子供の競技観戦に係る配券割当案（暫定）の確認について（依頼）」	197		1															提出先メールアドレスは、データ提出専用の電子メールアドレスであり、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号該当） 「配当割当案（暫定）一覧」のグループ編成（学年）、配当総数（A）、（A）のうち車いす席数、（A）のうち引率教員数、（A）のうち医ケア引率数、会場、開催日、時間（入退場は当時間内で行う）、競技 当該情報は、担当部署内部又は関係部署との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号該当）	教育庁指導部管理課
6	R2. 1. 29	R2. 2. 7	都立両国高等学校（東31）体育館床塗装改修工事 工事設計書	10		1																教育庁東部学校経営支援センター管理課
7	R1. 12. 11	R2. 2. 7	平成27年10月より、都立日野台高校では、校舎改修工事が開始されました。平成28年6月、改修工事業者松尾・長井共同企業体が不具合を発見し、東京都に「工事状況報告書」を写真付きで作成、不具合原因を報告（決裁文書、平成28年6月14日）しました。しかし、東京都及び学校長は、この事実を秘匿し平成28年11月に2回、平成30年7月に1回「保護者説明会」で“真実”の約1年延長された特別教室棟の不具合原因を「特定はできないが」と表明しています。（証拠多数あり、音声記録もアリ） 東京都では、松尾・長井共同企業体が都立日野台高校の特別教室棟校舎改修工事の不具合箇所の原因について報告された「工事状況報告書」（平成28年6月14日東京都決裁文書）「ジャンカ」について「東京都では、30年以上経過した建築物については「ジャンカ」とは言わない。」と何度も表明しています。（“証拠”アリ）また、不具合箇所の原因について「原因が特定できない。」とも表明しています。（“証拠”アリ） 1（1）前記「工事状況報告書（平成28年6月14日東京都決裁文書）」に表記される「ジャンカ」は、東京都では、法律上条例上、建築学上及びその他では、何と定義するのか？それを証明する“証拠”資料等。 （2）「原因が特定されていない。」と表明するが、東京都では、「原因が特定されない」中で、補強工事内容を如何に確定したのか？その“事実”を証明する全ての“証拠”資料等 以上全ての“事実”を証明する“証拠”となる“組織的共用文書”を開示ください。以上	-				1													東京都（教育庁）では、当該請求に係る公文書について作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
14	R1.12.11	R2.2.7	都立日野台高等学校 (H17) 耐震補強工事 工事完了届 都立日野台高等学校 (27) 改修工事 分科会 打合せ議事録			1													業者の社員名については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため (東京都情報公開条例第7条第2号該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号該当)	東京都立日野台高等学校
15	R1.12.11	R2.2.7	平成27年10月より、都立日野台高校では、校舎改修工事が開始されました。平成28年6月、改修工事業者松尾・長井共同企業体が不具合を発見し、東京都に「工事状況報告書」を写真付きで作成、不具合原因を報告(決済文書、平成28年6月14日)しました。しかし、東京都及び学校長は、この事実を秘匿し平成28年11月に2回、平成30年7月に1回「保護者説明会」で“真実”の約1年延長された特別教室棟の不具合原因を「特定はできないが」と表明しています。(証拠多数あり、音声記録もあり) 2(1) 前記1の不具合箇所を確認した“事実”後組織内でなされた(協議、検討会、対策等名称の如可を問わず。)証明となる“証拠”資料等	-				1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
16	R1.12.11	R2.2.7	都立日野台高等学校(27)改修工事 報告書 (平成28年9月20日)	129		1													業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため (東京都情報公開条例第7条第2号該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号該当) 校内の施設名については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号該当)	東京都立日野台高等学校
17	R1.12.11	R2.2.7	①都立日野台高等学校(27)改修工事 ア) 契約代金の支出について(前払金)(27財建施二工第1号の2) イ) 契約代金の支出について(既成払)(27財建施二工第1号の17) ウ) 契約代金の支出について(一部しゅん功払)(27財建施二工第1号の24) エ) 契約代金の支出について(完成払)(27財建施二工第1号の32) ② 都立日野台高等学校(29)グラウンド改修工事 ア) 契約代金の支出について(前払金)(29財建施二工第72号の3) イ) 契約代金の支出について(完成払)(29財建施二工第72号の6)	38		1													業者の社員名及び連絡先については、個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため (東京都情報公開条例第7条第2号該当) 業者の口座情報については、公にすることにより、競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため (東京都情報公開条例第7条第3号該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号該当)	東京都立日野台高等学校
18	R1.12.12	R2.2.10	第1回意向調査(区市町村) 第1回意向調査(都立) 配当割当案(暫定)一覧(区市町村) 配当割当案(暫定)一覧(高) 配当割当案(暫定)一覧(特:肢体) 配当割当案(暫定)一覧(特:視覚・聴覚・知的)	110		1													観戦希望人数、「配当割当案(暫定)一覧」のグループ編成(学年)、配当総数(A)、(A)のうち車いす席数、(A)のうち引率教員数、(A)のうち医ケア引率数、会場、開催日、時間(入退場は当時間内で行う)、競技 当該情報は、担当部署内部又は関係部署との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第5号該当)	教育庁指導部 管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分 (根拠規定) 条例7条										非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号
19	R1. 12. 12	R2. 2. 10	東京オリンピック・パラリンピックで (1) 都立学校の観戦決定の一覧表 (2) 区・市町村に於ける決定の一覧表 (小中学校)	-				1										東京2020大会における子供の競技観戦に係る配券割当については現在も検討・協議中のため、請求に係る決定の一覧表は作成しておらず存在しない。	教育庁指導部 管理課
20	R1. 12. 12	R2. 2. 10	区市町村立学校 (小・中) の申込状況 (1) 区市町村立学校 (小・中) の申込状況 (2)	2	1														教育庁指導部 管理課
21	R1. 12. 12	R2. 2. 10	配当割当案 (暫定) 一覧 (区市町村) 学校連携観戦における暑さ対策 東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における子供の競技観戦に係るFAQ (Ver. 1) 東京2020大会における子供の競技観戦に係る割当案意向の確認について (回答) 教育庁取材データベース	166		1												<p>担当部署内部又は関係部署との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第5号該当)</p> <p>都が行う契約事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号該当)</p> <p>担当部署内部又は関係部署との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、干渉、圧力等により行政の内部の自由率直な意見の交換が妨げられ、子供の競技観戦事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号該当)</p> <p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもので、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (東京都情報公開条例第7条第2号該当)</p> <p>公にすることにより、取材を行った報道機関が特定され、当該報道機関がどのような報道を行うのが明らかになってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (東京都情報公開条例第7条第3号該当)</p> <p>当該情報を公にすることにより、取材を行った報道機関が特定され、当該報道機関がどのような報道を行うのが明らかになってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (東京都情報公開条例第7条第3号該当)</p>	教育庁指導部 管理課
22	R1. 12. 12	R2. 2. 10	観戦チケットの都が購入し配布する金額 観戦を辞退したり辞退を検討している学校 (や設置者) とやりとりした記録 (をまとめたもの)	-				1										観戦チケットの都が購入し配布する金額は、観戦チケットの枚数が確定していないため算出していない。よって、請求に係る文書は、作成しておらず存在しない。 観戦を辞退したり辞退を検討している学校 (や設置者) とやりとりした記録 (をまとめたもの) は、作成しておらず、存在しない。	教育庁指導部 管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等								
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号			4号	5号	6号	7号	8号	9号		
23	R2.1.30	R2.2.13	令和元年6月24日付31教指高第337号「都立学校スマートスクール構想の実証研究のための採点支援システム導入事業実施校の決定及び採点支援システム導入前の調査について（通知）」 令和元年10月9日付31教指高602号「都立学校スマートスクール構想の実証研究のためのBYOD研究事業及び採点支援システム事業に係る連絡会の開催について（通知）」 都立学校スマートスクール構想の実証研究のためのBYOD研究事業及び採点支援システム事業に係る連絡会 次第 都立学校スマートスクール構想の実証研究のためのBYOD研究事業及び採点支援システム事業に係る連絡会 配布資料1 都立学校スマートスクール構想の実証研究のための採点支援システム導入事業実施要項 都立学校スマートスクール構想の実証研究のためのBYOD研究事業及び採点支援システム事業に係る連絡会 配布資料2 採点支援システム導入事業 スケジュール 都立学校スマートスクール構想の実証研究のためのBYOD研究事業及び採点支援システム事業に係る連絡会 配布資料3 採点支援システム導入事業 依頼事項・提出物等 都立学校スマートスクール構想の実証研究のためのBYOD研究事業及び採点支援システム事業に係る連絡会 配布資料 様 式1 テスト採点システム導入前後の調査 導入前用 都立学校スマートスクール構想の実証研究のためのBYOD研究事業及び採点支援システム事業に係る連絡会 配布資料 様 式2 テスト採点システム導入前後の調査 導入後用 都立学校スマートスクール構想の実証研究のためのBYOD研究事業及び採点支援システム事業に係る連絡会 配布資料 様 式3 テスト採点システム導入に関する日程調査 仕様書「令和元年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰式」楕外1点の購入 仕様書「令和30年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰式」楕外2点の購入	33	1																	教育庁指導部 管理課	
24	R2.1.30	R2.2.13	採点支援システム導入業務委託 委託契約書 採点支援システム機器の借入れ（その2）① 採点支援システム機器の借入れ（その2）② 採点支援システム機器の借入れ（その2）③ 採点支援システム機器の借入れ（その2）④ 採点支援システム機器の借入れ（その2）⑤ 採点支援システム機器の借入れ（その2）⑥ 採点支援システム機器の借入れ（その2）⑦ 採点支援システム機器の借入れ（その2）⑧ 教育庁所管予算明細書 納品書「令和元年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰式」楕外1点の購入 納品書「令和30年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰式」楕外2点の購入	119		1								1		1						業者の印影については、公にすることにより、 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第4号該当） 内訳額は、公にすることにより、今後の契約に 際し、契約目途額が類推され、契約事務におけ る公正性及び競争性の確保に支障を及ぼすお それがあるため（東京都情報公開条例第7条第6 号）	教育庁指導部 管理課
25	R2.1.30	R2.2.13	1月30日の定例会での1報告資料（2）のP4の伝統「芸能鑑賞」で「日本人としての自覚と誇りをもつ生徒の育成」とい う文言を入れる根拠となった文書やこの文言を入れるための会議の配布資料や報告書・答申（会議録を含む）	-				1														報告資料の作成にあたり、「日本人としての自 覚と誇りを持つ生徒を育成」という文言を入 れるための会議は開催しておらず、請求に係る文 書は存在しない。	教育庁指導部 管理課
26	R2.1.30	R2.2.13	本日の定例会での14号議案の条例P4にある「第2条高校（略・都学校経営支援センターを含む）10699人」のう ち、支援センターと主幹教諭、指導教諭、管理職の人数が分かる文書	1	1										1							令和2年度の都立高校の教職員定数について は、都議会第一回定例会における条例改正の審 議に関する情報であるため（東京都情報公開条 例第7条第5号該当）	教育庁人事部 人事計画課
27	R2.1.30	R2.2.13	本日の定例会での14号議案の条例P4にある「第2条高校（略・都学校経営支援センターを含む）10699人」のう ち、支援センターと主幹教諭、指導教諭、管理職の予算が分かる文書	-				1														請求に係る情報は、作成及び取得しておらず、 存在しないため	教育庁人事部 人事計画課
28	R2.2.3	R2.2.13	高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について 大学等における修学の支援に関する法律の公布について 大学等における修学の支援に関する法律施行令等の公布について 高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村住民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について （依頼） 高等教育の修学支援新制度の対象機関について	57	1																	教育庁都立学 校教育部高等 学校教育課	
29	R2.2.3	R2.2.13	令和元年11月29日付31教指高第728号「「高校生の進路に関する保護者調査」の依頼について」 令和元年11月21日付事務連絡「「高校生の進路に関する保護者調査」の依頼について（依頼）」（写）	13	1																	教育庁指導部 管理課	
30	R2.2.10	R2.2.13	2000年から2005年までの校長連絡会、地区別校長連絡会の会議録（議事録）。	-				1														請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存 在しないため	教育庁都立学 校教育部高等 学校教育課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分 (根拠規定) 条例7条										非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号
31	R2.2.2	R2.2.14	(1) 平成29年度世田谷区立●●小学校副校長●●氏が作成した、校内初任者研修における●●小学校として作成された年間指導計画のすべて。区から都教委に提出された文書のすべて。 (2) 平成29年度世田谷区立●●小学校校長●●氏が学校の実情に即して作成した、学校における年間指導計画に関するすべての文書の開示。区教委から都教委に提出された文書のすべて。	-				1										請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都教職員研修センター 研修部授業力向上課
32	R2.1.10	R2.2.14	報酬・料金・契約金及び賞金(原稿料・出演料を除く)の支払調書(データ入力画面)	15		1												・支払を受ける者の住所、事件番号、訴訟維持協力者の氏名 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号該当) ・支払を受ける者の個人番号又は法人番号に係る管理番号(東京都情報公開条例第7条第8号該当) (東京都特定個人情報の保護に関する条例第2条7項該当)	教育庁総務部 法務監察課
33	R2.1.28	R2.2.18	令和元年6月20日付31教指企第355号「学校における情報通信端末の取扱いについて(通知)」	7	1														教育庁指導部 管理課
34	R2.2.7	R2.2.21	・ILO総会におけるCAS(基準適用委員会)(令和元年6月)での日本政府発言要旨 ・Fainal report Thirteen Session	8	1														教育庁人事部 職員課
35	R2.2.10	R2.2.21	③2000年から2005年までの臨時校長連絡会の会議録(議事録)。	-				1										現に保有しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課
36	R2.2.10	R2.2.21	平成29、30、令和元年(平成31)年度に行われた都内の教員、学校職員、教育庁職員への懲戒処分のうち報道発表をしていない案件がある場合、その内容の詳細がわかる文書のすべて。	-				1										本件開示請求は、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、学校に勤務する教職員に対して行った懲戒処分のうち公表していない案件が存在しているか否かを開示することになる。 これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある(東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。)ため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁人事部 職員課
37	R2.2.10	R2.2.21	平成29、30、令和元年(平成31)年度に行われた都内の教員、学校職員、教育庁職員への懲戒処分のうち報道発表をしていない案件がある場合、その内容の詳細がわかる文書のすべて。	-				1										本件開示請求は、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、教育庁に勤務する職員に対して行った懲戒処分のうち公表していない案件が存在しているか否かを開示することになる。 これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある(東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。)ため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁総務部 総務課

